07688P-00

2019年度版

TAC行政書士講座

みんなが欲しかった！

行政書士の40字記述式問題集

赤シート対応

記述式を制する者が行政書士試験を制する！

詳細な解法テクニックを掲載！

記述式対策の**解き方・考え方**が身につく

＋

身につけた解き方・考え方を**問題集**ですぐに**確認できる**

多肢選択式問題も収録！

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

行政書士試験で難しいとされている「記述式問題」ですが、300点満点中、60点の配点を占めています。記述式問題を得点源にできるようになれば、これほど心強いことはありません。

そこで、初学者から学習経験者まで、行政書士試験の全受験生が、記述式問題で50点ラインを越えられる実力を養ってもらうことを最大の目的として、本書を書き上げました。

まず、記述式問題の【解法マニュアル】として、40字記述式問題の解法を徹底的にマニュアル化しました。このマニュアルにしたがって、記述式問題に取り組んでいただくことで、記述式問題での得点が安定してきます。

また、記述式問題の【解法テクニック】として、行政法と民法の科目別に過去問を使用して、出題形式別に記述式問題の解き方を解説します。出題形式を押さえることで、問題で要求されているポイントを外さないで書くことができるようになります。

さらに、記述式問題の【実戦編】として、過去問の出題傾向を徹底的に分析し、今後、出題の可能性が高いテーマを網羅的にマスターできるようなＴＡＣオリジナルの記述式問題ばかりを掲載しています。この問題をものにしていただくことで、本試験に対応できるだけの実戦力と知識を身につけることができます。

加えて、多肢選択式問題の対策として、【多肢選択式問題】も付けてあります。

本書の解法テクニックを前提に、記述式問題をマスターして、あなたの行政書士試験合格をグッと強く手元に引き寄せてください。

あなたの2019年度の行政書士本試験合格を心より祈念しております。

ＴＡＣ行政書士講座

本書の特長と使い方

① 問題類型別解法テクニック

問題

実際の行政書士本試験で出題された問題です。資格試験攻略のためには、必ず押さえなければならないのが過去問です。過去問の出題形式を押さえることによって、記述式対策の第一歩が始まります。

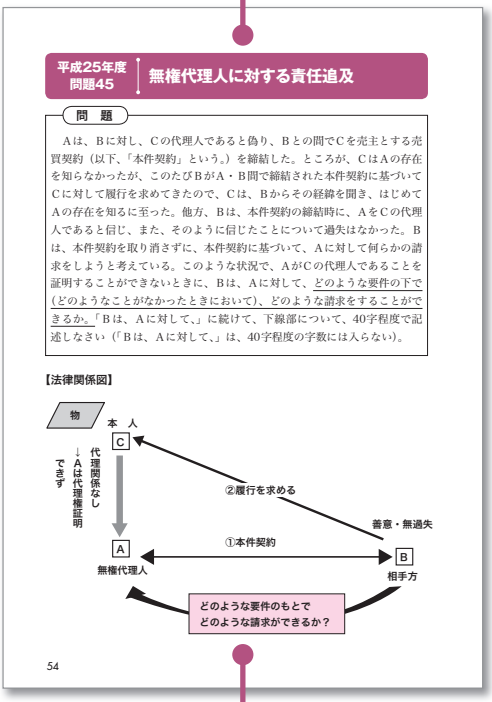

平成25年度 問題45　無権代理人に対する責任追及

問　題

Aは、Bに対し、Cの代理人であると偽り、Bとの間でCを売主とする売買契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。ところが、CはAの存在を知らなかったが、このたびBがA・B間で締結された本件契約に基づいてCに対して履行を求めてきたので、Cは、Bからその経緯を聞き、はじめてAの存在を知るに至った。他方、Bは、本件契約の締結時に、AをCの代理人であると信じ、また、そのように信じたことについて過失はなかった。Bは、本件契約を取り消さずに、本件契約に基づいて、Aに対して何らかの請求をしようと考えている。このような状況で、AがCの代理人であることを証明することができないときに、Bは、Aに対して、どのような要件の下で（どのようなことがなかったときにおいて）、どのような請求をすることができるか。「Bは、Aに対して、」に続けて、下線部について、40字程度で記述しなさい（「Bは、Aに対して、」は、40字程度の字数には入らない）。

【法律関係図】

54

法律関係図

事案を視覚的に把握するための法律関係図です。法律問題を短時間で正確に解くためには、登場人物を図に描いて全体像を正確につかむことが必須です。この図をみて事案を正確に把握する練習をしてください。また、自分が図を描くときの参考としてください。

問題文の構造

問題を読み解くには、問題文を正確に把握することが必要です。まずは、問題文の構造を大きくとらえることで、問題文を正確に把握する足掛かりにします。

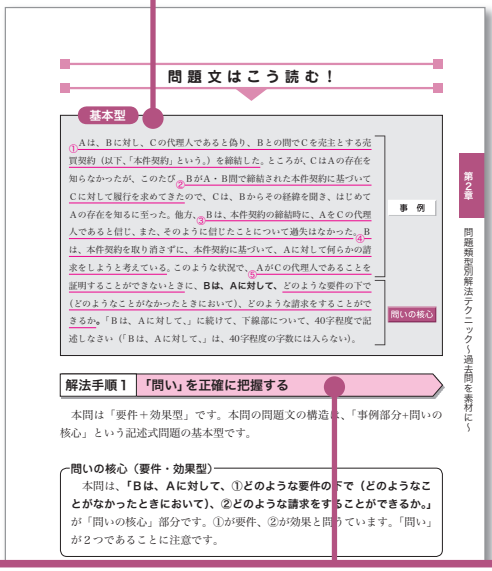

解法手順

記述式問題を解く手順、いわば「解法マニュアル」です。

全問題を

①「問い」を正確に把握する

②「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる

③「答え」を完成させる知識を記憶喚起する

④「問い」に呼応する「答え」をつくる

という４つの手順で解きます。これを繰り返すことで、記述式問題の「正しい解法手順」が自然と身に付くようになります。

記述式解法・ここがポイント！

ここでは、解答作成術について解説しています。記述式問題は、条文・判例をそのままの形で書けばよいというものではありません。「問い」の形に合わせてどのように条文や判例をまとめるか、その方法や、つじつまの合わせ方をマスターします。

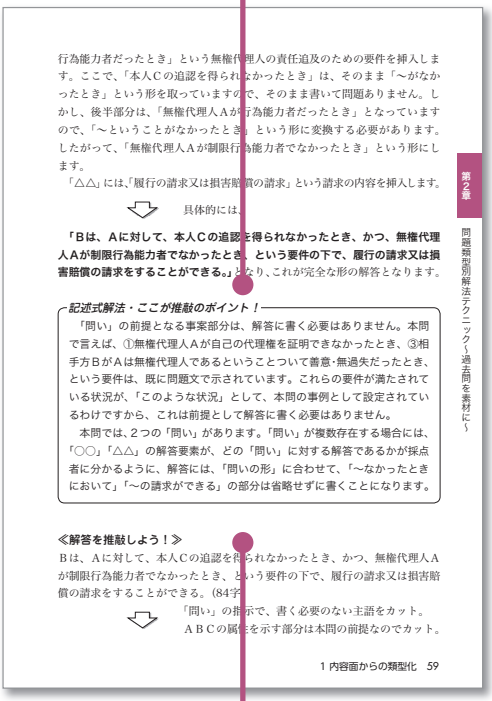

行為能力者だったとき」という無権代理人の責任追及のための要件を挿入します。ここで、「本人Cの追認を得られなかったとき」は、そのまま「～がなかったとき」という形を取っていますので、そのまま書いて問題ありません。しかし、後半部分は、「無権代理人Aが行為能力者だったとき」となっていますので、「～ということがなかったとき」という形に変換する必要があります。したがって、「無権代理人Aが制限行為能力者でなかったとき」という形にします。

「△△」には、「履行の請求又は損害賠償の請求」という請求の内容を挿入します。

具体的には、

「Bは、Aに対して、本人Cの追認を得られなかったとき、かつ、無権代理人Aが制限行為能力者でなかったとき、という要件の下で、履行の請求又は損害賠償の請求をすることができる。」となり、これが完全な形の解答となります。

記述式解法・ここが推敲のポイント！

「問い」の前提となる事案部分は、解答に書く必要はありません。本問で言えば、①無権代理人Aが自己の代理権を証明できなかったとき、③相手方BがAは無権代理人であるということについて善意・無過失だったとき、という要件は、既に問題文で示されています。これらの要件が満たされている状況が、「このような状況」として、本問の事例として設定されているわけですから、これは前提として解答に書く必要はありません。

本問では、2つの「問い」があります。「問い」が複数存在する場合には、「○○」「△△」の解答要素が、どの「問い」に対する解答であるかが採点者に分かるように、解答には、「問いの形」に合わせて、「～なかったときにおいて」「～の請求ができる」の部分は省略せずに書くことになります。

≪解答を推敲しよう！≫

Bは、Aに対して、本人Cの追認を得られなかったとき、かつ、無権代理人Aが制限行為能力者でなかったとき、という要件の下で、履行の請求又は損害賠償の請求をすることができる。(84字

「問い」の指示で、書く必要のない主語をカット。

ABCの属性を示す部分は本問の前提なのでカット。

1 内容面からの類型化 59

第2章 問題類型別解法テクニック～過去問を素材に～

解答を推敲しよう！

解答の仕上げは、作成した解答を「40字程度」に推敲することです。キーワードを落とさず、また、解答の内容を崩さずに、どのように推敲するかの手順を示しています。

~~Bは、Aに対して、本人~~Cの追認を得られなかったとき、かつ、~~無権代理人~~Aが制限行為能力者でなかったとき、という要件の下で、履行の請求又は損害賠償の請求をすることができる。(69字)

⇩ 繰り返しを避け、意味を変えずに微調整。

Cの追認を得られなかったとき、かつ、Aが制限行為能力者でなかったとき、という要件の下で→は、履行の請求又は損害賠償の請求をすることができる。(60字)

⇩ さらに、意味を変えずに微調整。

Cの追認を得られなかったとき→がなく、~~かつ、~~Aが制限行為能力者でなかったときは、履行~~の請求~~又は損害賠償の→を求~~をすることが~~できる。(41字)

⇩ 以上より、

Cの追認がなく、Aが制限行為能力者でなかったときは、履行又は損害賠償を請求できる。(41字)

<解答例①> 41字

Bは、Aに対して、

C	の	追	認	が	な	く	、	A	が	制	限	行	為	能
力	者	で	な	か	っ	た	と	き	は	、	履	行	又	は
損	害	賠	償	を	請	求	で	き	る	。				

<解答例②> 43字

Bは、Aに対して、

A	が	C	の	追	認	を	得	る	こ	と	が	で	き	な
か	っ	た	と	き	は	、	履	行	又	は	損	害	賠	償
の	請	求	を	す	る	こ	と	が	で	き	る	。		

60

解答例

行政書士試験研究センターが発表した解答例で、出題者が望む答えです。どのような解答をつくればよいのか、正解が示されています。

② 実戦編

問題

出題傾向を踏まえて作成した、出題可能性が高い論点のオリジナル問題です。その中でも重要度の高いものから順に★★★〜★のランクを付しています。

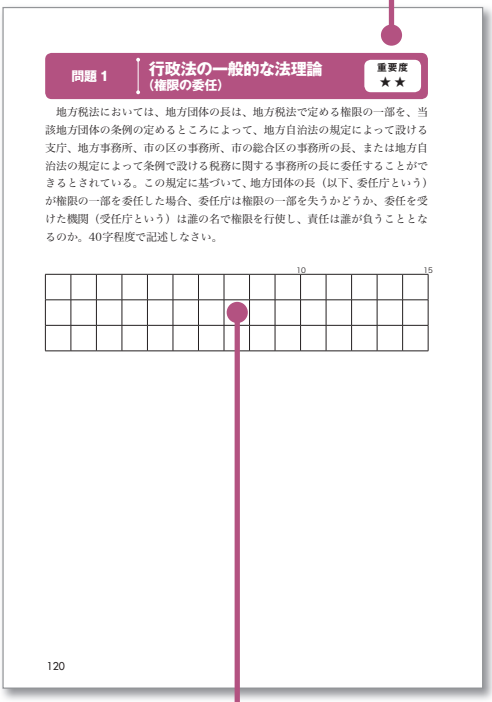

問題 1　行政法の一般的な法理論（権限の委任）　重要度 ★★

地方税法においては、地方団体の長は、地方税法で定める権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによって、地方自治法の規定によって設ける支庁、地方事務所、市の区の事務所、市の総合区の事務所の長、または地方自治法の規定によって条例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができるとされている。この規定に基づいて、地方団体の長（以下、委任庁という）が権限の一部を委任した場合、委任庁は権限の一部を失うかどうか、委任を受けた機関（受任庁という）は誰の名で権限を行使し、責任は誰が負うこととなるのか。40字程度で記述しなさい。

10　15

120

解答欄

本試験ではほとんどの問題で15マス×3段の解答欄が設けられています。実際に解答を書いて、40字程度にまとめる訓練を行いましょう。

解説

第１章 記述式問題・解法マニュアル、第２章 問題類型別解法テクニックと同じ流れで、解答への道筋を示しています。

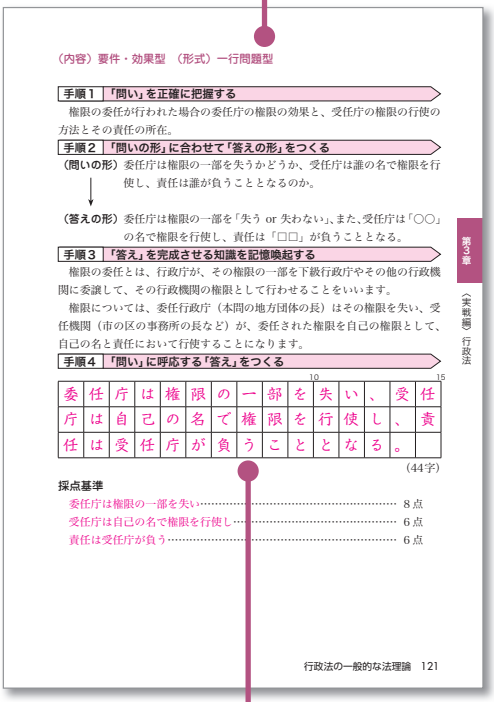

（内容）要件・効果型 （形式）一行問題型

手順１ 「問い」を正確に把握する

権限の委任が行われた場合の委任庁の権限の効果と、受任庁の権限の行使の方法とその責任の所在。

手順２ 「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる

（問いの形） 委任庁は権限の一部を失うかどうか、受任庁は誰の名で権限を行使し、責任は誰が負うこととなるのか。

↓

（答えの形） 委任庁は権限の一部を「失う or 失わない」、また、受任庁は「○○」の名で権限を行使し、責任は「□□」が負うこととなる。

手順３ 「答え」を完成させる知識を記憶喚起する

権限の委任とは、行政庁が、その権限の一部を下級行政庁やその他の行政機関に委譲して、その行政機関の権限として行わせることをいいます。

権限については、委任行政庁（本問の地方団体の長）はその権限を失い、受任機関（市の区の事務所の長など）が、委任された権限を自己の権限として、自己の名と責任において行使することになります。

手順４ 「問い」に呼応する「答え」をつくる

10　15

委	任	庁	は	権	限	の	一	部	を	失	い	、	受	任
庁	は	自	己	の	名	で	権	限	を	行	使	し	、	責
任	は	受	任	庁	が	負	う	こ	と	と	な	る	。	

（44字）

採点基準

委任庁は権限の一部を失い……8点
受任庁は自己の名で権限を行使し……6点
責任は受任庁が負う……6点

第3章 〈実戦編〉行政法

行政法の一般的な法理論　121

解答例

配点されるキーワードをすべて盛り込んだ40字程度の解答例です。赤シートで隠しながら学習できます。

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった!行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。

入門書

1 行政書士 合格へのはじめの一歩

・「オリエンテーション編」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
・「入門講義編」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

実力養成

2 行政書士の教科書

・まずは1回、ざっと読んで全体像をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
・本文をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
・「例題」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

リンク

3 行政書士の問題集

・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
・できなかった問題は、解説に記載されているリンクをもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。

リンク

4 行政書士の最重要論点150

・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、図表中心でまとめています。

5 行政書士の判例集

・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

6 行政書士の５年過去問題集

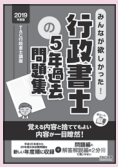

・５年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に年度別に収録しています。
・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせずに、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

7 行政書士の肢別問題集

・実際の本試験問題を素材にしながら、法令（等）科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、１問１答形式で、知識を確認できる1冊です。
・選択肢（問題）ごとに、重要度ランク・肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

記述対策

8 行政書士の40字記述式問題集 本書

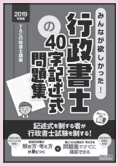

・過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題＆オリジナル予想問題が１冊に集約されています。
・一通りの学習が終わって、直前期に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、実力養成の学習と同時並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

直前対策

9 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士

・出題傾向を徹底分析した予想問題を３回分収録しています。
・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、実際の本試験を意識したシミュレーションを行うことができます。是非とも時間（180分）を計りながらチャレンジしてみましょう。

合 格！

CONTENTS

第１章　記述式問題・解法マニュアル

1 記述式問題ってなに???

～記述式問題は行政書士試験攻略のキーポイント！ …… 2

（１）記述式問題とは …… 2

（２）記述式問題での得点の妙味 …… 3

（３）記述式問題を解くための大前提 …… 3

2 記述式問題の対策をしよう！ …… 5

（１）記述式問題で求められるものは？ …… 5

（２）要求される知識は択一も記述も共通なのだ！ …… 5

（３）対策は早い時期から始めよう（合格曲線をイメージしよう） …… 6

（４）条文・判例を参照しながら、どんどん問題を解こう！ …… 8

3 記述式問題・解法マニュアル …… 9

（１）解法手順１　「問い」を正確に把握する …… 12

① 問題文の形から「問い」全体をつかもう（記述式問題の基本構造）

② 実際の問題を使って問題を把握してみる

（２）解法手順２　「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる …… 21

（３）解法手順３　「答え」を完成させる知識を記憶喚起する …… 23

①「問い」に答えるためには知識が必要

②「問い」に答えるための知識とは？

③ 条文・判例を記憶する　～記憶すべき条文・判例

④ 基本的な条文・判例とは？　～記憶すべき条文・判例の明確化

⑤ 基本的な条文・判例の記憶法

★超重要★「そもそも何が問われているの？」

～記憶喚起すべき知識にたどりつく方法 …… 26

（４）解法手順４　「問い」に呼応する「答え」をつくる …… 30

～「○○」に、喚起した知識をはめ込んで解答を作成し、推敲作業へ

① 解答手順２でつくった「答えの形」のなかの「○○」「△△」を穴埋め

② 40字程度に推敲する

③ 推敲作業から解答が正しいかどうかをさぐる（文字数からの確認作業）
④ 誤字脱字がないかを確認
⑤「問い」に呼応しているかどうかを確認
（5）記述式問題対策として訓練しなければならないこと …… 32

第2章　問題類型別解法テクニック　～過去問を素材に～

1　内容面からの類型化 …… 34
（1）要件型（民法に多い）…… 38
平成30年度問題45　制限行為能力者の相手方の保護 …… 40
（2）効果型（行政法に多い）…… 47
平成22年度問題44　事情判決の意義 …… 48
（3）要件・効果型（民法に多い）…… 53
平成25年度問題45　無権代理人に対する責任追及 …… 54
（4）事例把握型（民法）…… 61
平成21年度問題45　保証債務（求償権） …… 62
（5）基本概念定義型（行政法に多い） …… 69
平成26年度問題44　公の施設 …… 70
（6）条文趣旨型（民法）…… 77
平成22年度問題46　不法行為債権が相殺できない趣旨 …… 78

2　形式面からの類型化 …… 83
（1）一行問題型（民法・行政法いずれも）…… 83
平成23年度問題44　即時強制 …… 84
平成29年度問題46　不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効 …… 92
（2）空欄補充型（民法）…… 97
平成24年度問題46　遺留分 …… 98
（3）解答欄分割型（民法）…… 105
平成26年度問題46　他人物売買の売主の解除権 …… 106

第３章　〈実戦編〉行政法

1　行政法出題履歴一覧表 …… 114

2　〈行政法〉過去問の分析による傾向と対策 …… 115

（１）出題形式から探る出題傾向①（効果型が中心となる理由）…… 115

（２）出題形式から探る出題傾向②（事例問題が中心となる理由）…… 116

（３）過去問から読み解く出題傾向（択一式過去問で出題されたところ）…… 116

（４）〈行政法〉記述式問題の対策 …… 117

問題 1　行政法の一般的な法理論（権限の委任）…… 120

問題 2　行政法の一般的な法理論（許可）…… 122

問題 3　行政法の一般的な法理論（公定力）…… 124

問題 4　行政法の一般的な法理論（行政代執行）…… 126

問題 5　行政手続法（申請に対する処分）…… 128

問題 6　行政手続法（処分理由の提示）…… 130

問題 7　行政手続法（不利益処分・聴聞①）…… 132

問題 8　行政手続法（不利益処分・聴聞②）…… 134

問題 9　行政手続法（行政指導）…… 136

問題10　行政不服審査法（審理員の選任方法）…… 138

問題11　行政不服審査法（誤った教示）…… 140

問題12　行政不服審査法（執行停止の取消し）…… 142

問題13　行政不服審査法（審理員意見書）…… 144

問題14　行政不服審査法（審査請求に対する裁決）…… 146

問題15　行政事件訴訟法（処分性）…… 148

問題16　行政事件訴訟法（裁量行為）…… 150

問題17　行政事件訴訟法（訴えの変更）…… 152

問題18　行政事件訴訟法（執行停止）…… 154

問題19　行政事件訴訟法（差止め訴訟①）…… 156

問題20　行政事件訴訟法（差止め訴訟②）…… 158

問題21　行政事件訴訟法（争点訴訟）…… 160

問題22　国家賠償法（１条「職務を行うについて」）…… 162

問題23　国家賠償法（２条）…… 164

問題24　地方自治法（直接請求）…… 166

問題25　地方自治法（特別的拒否権）…… 168

第４章　〈実戦編〉民法

1　民法出題履歴一覧表 …… 172

2　〈民法〉過去問の分析による傾向と対策 …… 174
（１）出題形式から探る出題傾向①（要件型が中心となる理由）…… 174
（２）出題形式から探る出題傾向②（事例問題が中心となる理由）…… 175
（３）過去問から読み解く出題傾向（択一式過去問で出題されたところ
＋過去問で出題されたところの理解の前提となる条文）…… 176
（４）〈民法〉記述式問題の対策 …… 176
問題 1　総則（後見開始の審判） …… 178
問題 2　総則（制限行為能力者） …… 180
問題 3　総則（制限行為能力者の詐術）…… 182
問題 4　総則（心裡留保） …… 184
問題 5　総則（94条２項の第三者） …… 186
問題 6　総則（強迫の善意の第三者）…… 188
問題 7　総則（隔地者に対する意思表示）…… 190
問題 8　総則（任意代理人による復代理人の選任） …… 192
問題 9　総則（代理権の消滅事由）…… 194
問題10　総則（代理権の濫用） …… 196
問題11　総則（無権代理人の責任）…… 198
問題12　総則（援用権の喪失） …… 200
問題13　総則（期限の利益の喪失）…… 202
問題14　総則（取得時効の要件） …… 204
問題15　物権総論（物権的請求権）…… 206
問題16　物権総論（占有権の取得）…… 208
問題17　物権総論（指図による占有移転の要件） …… 210
問題18　物権総論（占有の態様等に関する推定） …… 212
問題19　物権総論（盗品または遺失物の回復） …… 214
問題20　物権総論（占有保全の訴え）…… 216
問題21　物権総論（加工） …… 218

問題22　物権総論（共有者死亡時の共有持分の帰属）…… 220
問題23　物権総論（地役権の時効取得）…… 222
問題24　担保物権（留置権と同時履行の抗弁）…… 224
問題25　担保物権（留置権者による果実の収取）…… 228
問題26　担保物権（質権の対抗要件①）…… 230
問題27　担保物権（質権の対抗要件②）…… 232
問題28　担保物権（物上代位と差押債権者との優劣）…… 234
問題29　担保物権（抵当権と賃借権の対抗関係）…… 236
問題30　担保物権（抵当権侵害①）…… 238
問題31　担保物権（抵当権侵害②）…… 240
問題32　担保物権（法定地上権）…… 242
問題33　担保物権（抵当建物使用者の引渡しの猶予）…… 244
問題34　債権総論（種類債権の特定と注意義務）…… 246
問題35　債権総論（選択権の移転）…… 248
問題36　債権総論（受領遅滞の要件）…… 250
問題37　債権総論（損害賠償の範囲）…… 252
問題38　債権総論（債権者代位権と不当利得）…… 254
問題39　債権総論（債務不履行と詐害行為取消権）…… 256
問題40　債権総論（詐害行為取消権の期間の制限）…… 258
問題41　債権総論（連帯債務の相対効）…… 260
問題42　債権総論（保証債務に生じた事由）…… 262
問題43　債権総論（第三者弁済）…… 264
問題44　債権総論（準占有者に対する弁済）…… 266
問題45　債権総論（口頭の提供）…… 268
問題46　債権総論（相殺）…… 270
問題47　債権各論（同時履行の抗弁）…… 272
問題48　債権各論（危険負担）…… 274
問題49　債権各論（契約の解除）…… 276
問題50　債権各論（特定物の引き渡しと場所）…… 278
問題51　債権各論（使用貸借・借用物の返還の時期）…… 280
問題52　債権各論（賃借権の対抗要件）…… 282
問題53　債権各論（賃借人の意思に反する保存行為）…… 284

問題54　債権各論（賃借人の費用償還請求）…… 286
問題55　債権各論（賃貸借の更新）…… 288
問題56　債権各論（請負人の担保責任）…… 290
問題57　債権各論（請負契約の解除）…… 292
問題58　債権各論（請負契約と不当利得）…… 294
問題59　債権各論（管理者による事務管理の継続）…… 298
問題60　債権各論（他人の債務の弁済）…… 300
問題61　債権各論（監督義務者の責任）…… 302
問題62　債権各論（共同不法行為と使用者責任と求償）…… 304
問題63　債権各論（土地工作物責任）…… 308
問題64　債権各論（過失相殺）…… 310
問題65　親族（婚姻・夫婦間の契約）…… 312
問題66　親族（利益相反行為）…… 314
問題67　相続（相続人と相続分）…… 316
問題68　相続（成年被後見人の遺言）…… 318

第５章　多肢選択式問題

問題 1　憲法人権（プライバシー権）…… 322
問題 2　憲法人権（法の下の平等①）…… 326
問題 3　憲法人権（法の下の平等②）…… 328
問題 4　憲法人権（法の下の平等③）…… 330
問題 5　憲法人権（信教の自由①）…… 332
問題 6　憲法人権（信教の自由②）…… 334
問題 7　平成25年度本試験問題41　…… 336
問題 8　平成30年度本試験問題41　…… 338
問題 9　憲法人権（職業選択の自由）…… 340
問題10　憲法人権（財産権の保障）…… 342
問題11　憲法人権（人身の自由）…… 344
問題12　平成21年度本試験問題41　…… 346
問題13　平成26年度本試験問題41　…… 348
問題14　憲法統治（財政）…… 350

問題15　行政法の一般的な法理論（私法法規の適用①）…… 352
問題16　行政法の一般的な法理論（私法法規の適用②）…… 354
問題17　行政法の一般的な法理論（私法法規の適用③）…… 356
問題18　平成30年度本試験問題43　…… 358
問題19　平成27年度本試験問題42　…… 360
問題20　行政法の一般的な法理論（委任命令）…… 362
問題21　平成24年度本試験問題42　…… 364
問題22　平成21年度本試験問題43　…… 366
問題23　行政法の一般的な法理論（受益的行政行為の撤回）…… 368
問題24　平成22年度本試験問題43　…… 370
問題25　平成25年度本試験問題42　…… 372
問題26　行政手続法（理由の提示）…… 374
問題27　行政事件訴訟法（処分性①）…… 376
問題28　行政事件訴訟法（処分性②）…… 378
問題29　行政事件訴訟法（原告適格）…… 380
問題30　平成19年度本試験問題43　…… 382
問題31　平成23年度本試験問題43　…… 384
問題32　平成25年度本試験問題43　…… 386
問題33　平成18年度本試験問題42　…… 388
問題34　平成27年度本試験問題43　…… 390
問題35　国家賠償法（１条）…… 392
問題36　平成20年度本試験問題43　…… 394

第1章

記述式問題・解法マニュアル

1 記述式問題ってなに？？？
～記述式問題は行政書士試験攻略のキーポイント！

（1）記述式問題とは

行政書士試験において１問の配点が最も高いのが、「記述式問題」です。記述式問題は、別名「40字記述」とも呼ばれたりします。記述式問題をどうやって攻略するかが行政書士試験に合格するためのポイントです。

この「記述式問題」とは、与えられた「問い」に、40字程度で「答え」を書く問題です。全60問中３問出題されます。

具体的な形式は以下のとおりです。

ex.　～について、40字程度で記述しなさい。

この45マスに、鉛筆で１マスに１字ずつ埋めていき、40字程度の答えを完成させます。平成26年度問題46では、25マスと20マスに分割される形の出題がありましたが、１問トータル45マスには変わりありませんでした。

60問中たった３問とはいっても、１問20点もの配点があります。つまり、３問で60点になります。

60問中54問を占める５肢択一式問題（５つの選択肢から１つの答えを選ぶマーク式問題）の配点が１問４点ですから、**記述式１問で択一式５問分**の配点です。相当に大きい配点といえますよね。

【行政書士試験300点の内訳】

記述 60点	多肢 24点	５肢択一式 216点

１問20点ですが、０点か20点かというわけではなく、部分配点があります。

答えとなるキーワードが複数あり、例えば、１つ書ければ６点、２つ書ければ14点、全部書ければ20点というように、２点きざみで０点から20点まで得点が付きます。

（２）記述式問題での得点の妙味

配点が大きいため、記述式問題での得点が行政書士試験の合格を大きく左右します。この配点の高さこそ、記述式問題が行政書士試験で重要だといわれる最大の理由です。60点満点中**30点～40点は確保**したいところです。

本書では、受験生のアッパーレベル、50点を突破できるようになるためのコツをつかむことを学びます。

もし、記述式で40点～50点、多肢選択式で20点得点できれば、５肢択一式では216点中110点～120点で合格ということになります。

マークシート部分は約半分の得点で合格をつかみとることができるわけですから、気持ち的にもすごく楽になります。

そこが記述式問題の妙味といえます。

【行政書士試験合格点180点のイメージ】

（３）記述式問題を解くための大前提

①　文字を書く機会を増やそう

５肢択一式や多肢選択式のようなマークシート式の問題と異なり、記述式問題は、実際に文章を鉛筆で書かなければなりません。そのため、「**書く練習**」が必要です。

ところが、パソコンや携帯の普及で、自分の手で字を書く機会が極端に減ってきています。そのため簡単な漢字を忘れてしまうこともあります。

本試験で簡単な漢字が思い出せないということにならないよう、意識的に文章を書く癖をつけましょう。

具体的には、予備校などで講座を受けている方なら、板書をノートするときに記述を意識することです。独学の方であれば、択一式問題を解いていて間違えた条文や判例を実際に書いてみることもよいでしょう。

ただ、ここで1つ注意があります。

「実際に書きましょう」と書きましたが、民法や行政法の条文を第1条から**書き写すことは絶対にやめましょう**。時間がかかるうえに、実際のところ、ただ機械的に「文字」を書き写すだけになってしまうことが多く、頭には残らないからです。

②　丁寧なカクカクした字を書く練習をしよう

あなたが書いた答案は、採点者に読んでもらわなければなりません。ですから、**採点者が読める字を書く**ことは記述式問題で得点するための大前提です。「自分が読めるから」ではなく、「採点者が読める字を書く」ことを強く意識することが必要です。常用漢字を楷書で丁寧に書きましょう。

また、誤字脱字は減点対象となりますので、気を付けましょう。

「でも、自分は字がきたなくて」と悩んでいる方もいらっしゃるでしょう。心配する必要はありません。誰でも、「読める字」、「誤字だと勘違いされない字」を書く方法があります。それはなるべく「**カクカク書く**」ことです。一画一画をかみしめるようにして、一画書くたびに鉛筆を紙から離します。

達筆で書く必要は全くありません。逆に、さらさらと続け字を書くことは、書き方によっては誤字と判定される可能性もありますから気をつけてください。

例えば、下記の「法」の部首は「さんずい」ですが、×の字はどう見ても、ただのくねくねした線で、「さんずい」ではありません。また、その下は「な」のつもりが、「る」になってしまっています。

略字も避けましょう。略字は、常用漢字にはありませんから減点の対象です。

第2章

問題類型別
解法テクニック
～過去問を素材に～

第２章では、過去問を素材として、第１章で述べたマニュアルを実践していきます。

実践に移る前に、過去の問題を、内容面、形式面から類型化します。文章のみで出題される問題文を、類型的に把握することで、出題者が何を求め、私たちがどのようにその問題に答えなければならないかを、的確にとらえやすくなるからです。

過去問をひもといてみると、内容からの類型化、形式からの類型化ができます。

1 内容面からの類型化

まず､内容面から類型化していきます。記述式問題も法律問題です。法律は、法律要件と法律効果からできています。したがって、**記述式問題の出題も、法律要件を問う問題、法律効果を問う問題**、あるいは、**法律要件、法律効果いずれも問う問題**が**中心**をなします。

その仕組みをもう少し詳しく見ておきましょう。

一般的に条文は、

「○○の場合には、△△となる。」
「○○のときは、△△しなければならない。」

というように規定されます。

「○○」の部分が法律要件、「△△」の部分が法律効果です。

少し抽象的ですので、具体例でお話しましょう。

たとえば、行政事件訴訟法33条２項は、

> 「申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。」

と規定されています。

前半の「申請を〜取り消されたときは、」が法律要件
後半の「その処分〜しなければならない。」が法律効果

です。

「法律要件」「法律効果」というと何か難しい感じがしますが、簡単にいうと、ある「法的な条件」（法律要件）が整うと、ある「法的な結果」（法律効果）が生じる、という関係です。

「申請を〜取り消されたときは、」という部分で法的な条件が示され、それが整った場合に発生する結果が「その処分を〜しなければならない。」という部分で示されます。

法律的にいえば、「法律要件」とは、ある法的な権利義務を発生させる条件・事象といえます。「法律効果」とは、法律要件によって生じた権利義務関係自体といえます。

【法律要件と法律効果のイメージ】

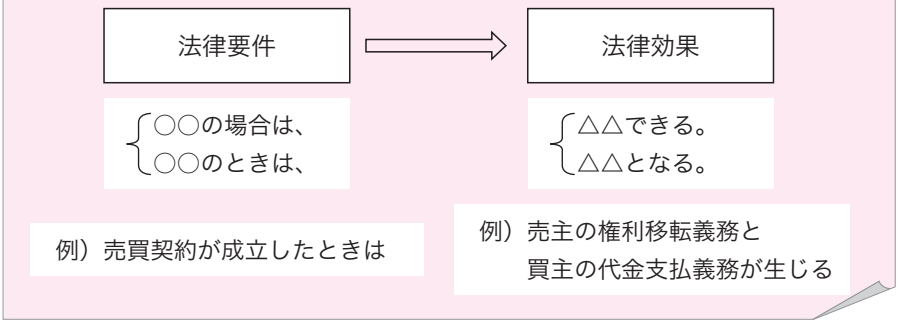

記述式問題は法律に関して出題されます。法律が法律要件と法律効果から成り立っている以上、法律の問題も、**法律要件と法律効果を理解できていれば、的確に「答え」られることがほとんど**です。

この法律の構造を押さえて、「問い」が法律要件や法律効果を問うているということを念頭に置いておけば、さらに「問い」を把握しやすくなります。

法律要件・法律効果という観点から考えられる出題内容・出題パターンとしては、

① 法律要件が問われる問題
② 法律効果が問われる問題
③ 法律要件・法律効果がいずれも問われる問題

ということになるでしょう。

実際にも、過去問を法律要件と法律効果という観点で分析してみると、記述式問題の類型として、法律要件を問う「要件型」、法律効果を問う「効果型」、法律要件・法律効果のいずれも問う「要件効果型」を中心として出題されていることがわかります。

①**「要件型」**― ある効果が問題文で示されていて、その法律効果が発生するための要件が問われる問題形式。

②**「効果型」**― ある要件が問題文で示されていて、そこから生じる法律効果が問われる問題形式。

③**「要件・効果型」**― ある事例が示されていて、そこから考えられる法律要件と法律効果のいずれもが問われる問題形式。

それ以外には、法的な問題をはらんだ事例を把握させるもの、条文の趣旨を問うもの、法律用語の定義や名称を問う問題も出題され、出題バリエーションが増えてきていますが、まだ少数です。

④**「事例把握型」**― 生の事実（事実関係）が示されて、それが具体的にどのような法律関係にあるのかを把握・整理させる問題形式です。平成21年度に登場しました。

⑤**「条文趣旨型」**― 条文の趣旨について問う問題形式です。平成22年度に登場しました。

⑥**「基本概念定義型」**― 基本的な法律用語の一般的な定義･意義を問う問題形式です。平成22年度に登場し、以後、他の形式と組み合わせながら、継続的に出題されています。行政法で出題されている形式です。

これらの過去問を、類型ごとに整理してみると以下の図になります。

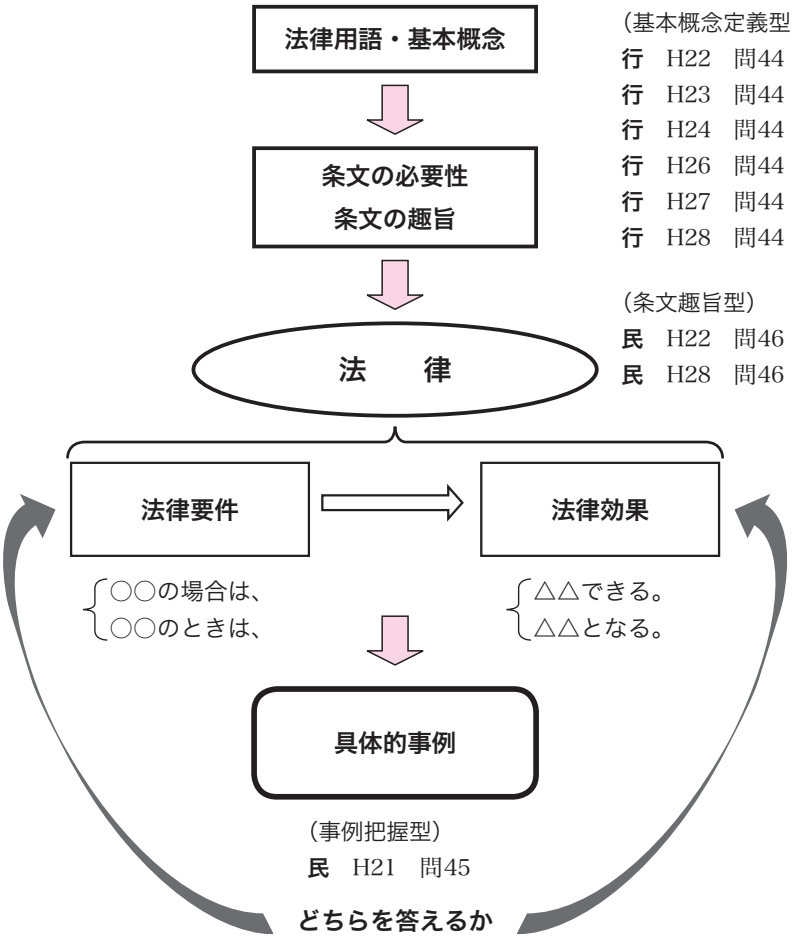

（基本概念定義型）
行　H22　問44
行　H23　問44
行　H24　問44
行　H26　問44
行　H27　問44
行　H28　問44

（条文趣旨型）
民　H22　問46
民　H28　問46

（事例把握型）
民　H21　問45

（要件型）
民　H18　問45
民　H18　問46
民　H19　問45
民　H20　問45
民　H20　問46
民　H21　問46
民　H23　問45
民　H24　問45
民　H26　問46
民　H27　問45
民　H29　問46
民　H30　問45

（要件・効果型）
行　H18　問44
行　H20　問44
行　H24　問44
行　H25　問44
行　H27　問44
行　H29　問44
民　H19　問46
民　H22　問45
民　H23　問45
民　H23　問46
民　H25　問45
民　H25　問46
民　H26　問45
民　H27　問46
民　H28　問45
民　H29　問45
民　H30　問46

（効果型）
行　H19　問44
行　H21　問44
行　H22　問44
行　H30　問44
民　H24　問46
民　H28　問44

以上のように、要件型、効果型に分類できない問題もありますが、法律要件・法律効果が問われる問題がほとんどです。

さらに、特筆すべき傾向として、**民法では法律要件**、**行政法では法律効果**を中心に問われていることです。このことから、民法では法律要件を、行政法では法律効果を意識して学習を進めると、記述式対策として絶大な学習効果を発揮します。

上記のどの形式にあてはまる問題なのかを意識することは、「問い」を正確に把握する一助となりますし、問われていることに的確に答えるコツにもなるのです。

「問い」を正確に把握するためには、法律要件型の問題か、法律効果型の問題か、それ以外の型の問題かを意識する。

それでは、具体的に類型別に問題をみていきましょう。

(1) 要件型(民法に多い)

民法の問題によく見られる、法律要件を問う問題です。この問題のパターンとしては、端的に「**どのような要件**」「**どのような場合**」「**どのようなとき**」と問われることも多いです。したがって、要件を答える問題であることが分かります。その他には以下のような形があります。条文の法律要件を正確に頭に入れていきましょう。

「どのような理由か。」(行政法・平成18年度問題44)
「訴訟要件にどのような影響を与えるか。」(行政法・平成25年度問題44)
「どのような形式で決定されるか。」(行政法・平成26年度問題44)
「誰を被告とすべきか」(行政法・平成20・24・27年度問題44)
「いかなる機関により科されるか」(行政法・平成28年度問題44)
「どのような要件のもとであれば」(民法・平成18年問題45・46、平成25年度問題45)
「どのような要件を満たす必要があるか。」(民法・平成19年度問題45)
「どのような場合か。」(民法・平成20年度問題45、平成27年度問題45)
「その理由について」(民法・平成20年度問題46)

「○○をいうものと解されている」（民法・平成21年度問題46）
「どのような手続を経たか」（民法・平成22年度問題45）
「抵当権が消滅する場合を二つ」（民法・平成23年度問題45）
「どのような根拠に基づくか」（民法・平成23年度問題46）
「どのようなことを証明すれば弁済できるか」（民法・平成24年度問題45）
「要件に言及して」（民法・平成25年度問題46）
「解除にあたって、どのようなことをすればよいか」（民法・平成26年度問題46）
「誰を相手として」（民法・平成26年度問題45、平成27年度問題46）
「いつまでに」（民法・平成27年度問題46）
「どのようになったときに」（民法・平成28年度問題45）
「いつの時点から何年間行使しないときに消滅するか」（民法・平成29年度問題46）
「誰に対し、どのような催告をし、どのような結果を得る必要があるか」（民法・平成30年度問題45）
「どのような理由で」（民法・平成30年度問題46）

それでは、具体的にみてみましょう。素材は平成30年の問題45です。

平成30年度 問題45　制限行為能力者の相手方の保護

問　題

画家Aは、BからAの絵画（以下「本件絵画」といい、評価額は500万円～600万円であるとする。）を購入したい旨の申込みがあったため、500万円で売却することにした。ところが、A・B間で同売買契約（本問では、「本件契約」とする。）を締結したときに、Bは、成年被後見人であったことが判明したため（成年後見人はCであり、その状況は現在も変わらない。）、Aは、本件契約が維持されるか否かについて懸念していたところ、Dから本件絵画を気に入っているため600万円ですぐにでも購入したい旨の申込みがあった。Aは、本件契約が維持されない場合には、本件絵画をDに売却したいと思っている。Aが本件絵画をDに売却する前提として、Aは、誰に対し、1か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか。なお、AおよびDは、制限行為能力者ではない。

「Aは、」に続け、下線部分につき40字程度で記述しなさい。記述に当たっては、「本件契約」を入れることとし、他方、「1か月以上の期間を定めて」および「その期間内に」の記述は省略すること。

【法律関係図】

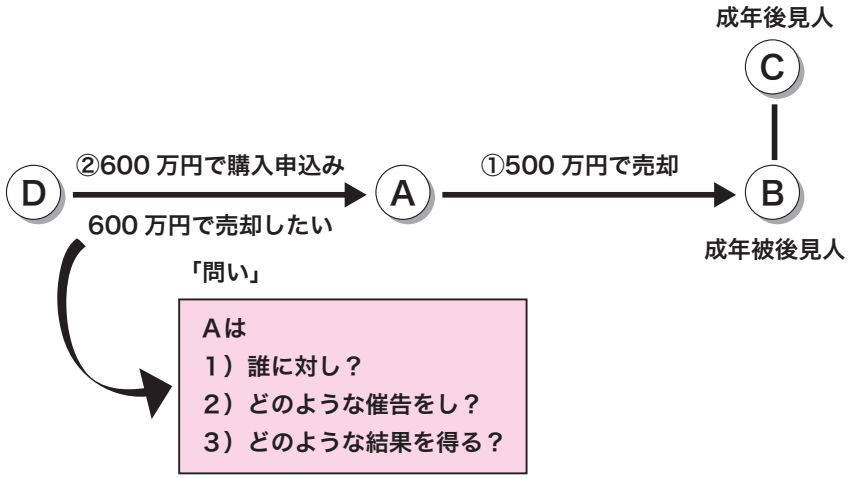

問題文はこう読む！

基本型

①画家Aは、BからAの絵画（以下「本件絵画」といい、評価額は500万円～600万円であるとする。）を購入したい旨の申込みがあったため、500万円で売却することにした。ところが、A・B間で同売買契約（本問では、「本件契約」とする。）を締結したときに、②Bは、成年被後見人であったことが判明したため（成年後見人はCであり、その状況は現在も変わらない。）、Aは、本件契約が維持されるか否かについて懸念していたところ、③Dから本件絵画を気に入っているため600万円ですぐにでも購入したい旨の申込みがあった。④Aは、本件契約が維持されない場合には、本件絵画をDに売却したいと思っている。Aが本件絵画をDに売却する前提として、Aは、誰に対し、1か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか。なお、AおよびDは、制限行為能力者ではない。

事例

「Aは、」に続け、下線部分につき40字程度で記述しなさい。記述に当たっては、「本件契約」を入れることとし、他方、「1か月以上の期間を定めて」および「その期間内に」の記述は省略すること。

問いの核心

解法手順1 「問い」を正確に把握する

本問は「要件型」です。また、本問の問題文の構造は、「事例部分＋問いの核心」の基本型です。

問いの核心（要件型）

本問は、**「Aは、誰に対し、1か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか。」**が、問いの核心部分です。下線が引かれているので、わかりやすくなっています。AがDに売却するための要件を問う問題ですので、要件を問う問題といえます。

「問い」を解くために与えられた事案の分析

AがDに絵画を売却するために何をすべきか、Aがどのような状況にあるの

かを把握する必要があります。そこで、どのような状況なのかを把握します。

まず、問題文下線部①より、ＡＢ間で、絵画の売買契約が締結されています。

次に、問題文下線部②より、買主Ｂが成年被後見人ということです。

さらに、問題文下線部③より、Ｄから600万円で買いたいという申し込みを受けています。

さらに、問題文下線部④より、ＡはＤに600万円で売りたいと思っています。

「ＡはＢに500万円で売却するのをやめて、Ｄに600万円で売却したいと思っている状況」ということになります。

解法手順２　「問いの形」似合わせて「答えの形」をつくる

問いの形

Ａは、誰に対し、１か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか。

答えの形

Ａは、「○○」に対し、１か月以上の期間を定めて「□□」の催告をし、その期間内に「△△」を得る。

解法手順３　「答え」を完成させる知識を記憶喚起する

ＡがＤに絵画を売却するためには、Ｂとの売買契約の効力を失わせる必要があります。ここで、Ａの方には取消原因がありませんので、Ａが一方的にＡＢ間の売買契約を破棄してしまうと、債務不履行として損害賠償請求の対象にもなりかねません。

⇩

そこで、Ｂの側に、売買契約を取り消す事情がないかを考えると、本問では、Ｂが成年被後見人であることが明らかとなっています。

〔知識〕成年被後見人の行為

民法９条前段（成年被後見人の法律行為）
成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。

⇩

Ｂが「取り消す」といってくれなければ、ＡＢ間の売買契約は有効に存続することになります。

しかし、Ｂが取り消すかどうかはっきりしないままの状態がつづくと、ＡはＢがいつ取り消してくるかもしれないという状況で、契約を維持しなければならないことになります。

そこで、民法では、当該契約を取り消すのか、取り消さないのか、はっきりしてもらう制度として、成年被後見人の相手方に催告権を与えています。追認すれば、売買契約は有効に確定し、追認拒絶をすれば、売買契約は取消しの効果が生じます。

民法20条（制限行為能力者の相手方の催告権）

1項　制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、**一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。**この場合において、**その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。**

2項　**制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、**その**法定代理人**、保佐人又は補助人に対し、その**権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。**

本問で、本件売買契約を追認して欲しくないわけですが、Bに対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内に本件契約について、追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができます（20条1項）。この催告の結果、追認拒絶の確答が得られれば、A・B間の売買契約は取り消されることになります。

しかし、Bはいまだ成年被後見人のままの状況です。Bに対してこの催告をする場合には、Bが行為能力者になっていなければならないため、Bにこの催告をすることはできません（20条1項）。

制限行為能力者が行為能力者とならない間は、法定代理人に対して、本問では成年後見人Cに対して、この催告を行うことができます(20条2項)。そして、Cから本件契約の追認を拒絶するという確答が得られればよいことになります。

〔知識のまとめ〕

Aが成年被後見人Bとの売買契約の効力を失わせるためには、成年後見人Cに対して、1か月以上の期間を定めて、本件売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、Cから、本件契約の追認を拒絶するという確答を得ることが必要となります。そうすることで、Aは絵画をDに売却することが可能

となります。

これが、AがDに本件絵画を売却する前提となる知識ということになります。

解答はこう書く！

解法手順４　「問い」に呼応する「答え」をつくる

「問いの形」から導き出した「答えの形」は、

「Aは、『○○』に対し、１か月以上の期間を定めて『□□』の催告をし、その期間内に『△△』を得る。」でした。この「○○」「□□」「△△」に、解法手順３で喚起した知識で穴埋めします。

⇩

「○○」には、「C」

「□□」には、「本件売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨」

「△△」には、「追認を拒絶するという確答」

⇩　具体的には

「Aは、Cに対し、１か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、その期間内に追認拒絶の確答を得る。」となり、これが完全な形の解答となります。

記述式解法・ここが推敲のポイント！

本問は、問題文に、解答作成の形式が指示されていますので、その指示通りにこの解答を作成し直すことになります。指示は以下の通り。

- 「Aは、」に続けること。
- 記述に当たって、「本件契約」を入れること。
- 「１か月以上の期間を定めて」および「その期間内に」の記述は省略すること。

≪解答を推敲しよう！≫

Aは、Cに対し、1か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、その期間内に追認拒絶の確答を得る。(65字)

「Aは、」はすでに解答欄に記載があるのでカット

~~Aは、~~Cに対し、1か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、その期間内に追認拒絶の確答を得る。(62字)

「本件契約」という言葉を使用するので「本件売買契約」の売買をカット

Cに対し、1か月以上の期間を定めて本件~~売買~~契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、その期間内に追認拒絶の確答を得る。(60字)

「1か月以上の期間を定めて」および「その期間内に」の記述は省略

Cに対し、~~1か月以上の期間を定めて~~本件契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、~~その期間内に~~追認拒絶の確答を得る。(60字)

これで45字以内となります。

以上より

Cに対し、本件契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、追認拒絶の確答を得る。(42字)

＜解答例＞　42字

C	に	対	し	、	本	件	契	約	を	追	認	す	る	か
ど	う	か	を	確	答	す	べ	き	旨	の	催	告	を	し
、	追	認	拒	絶	の	確	答	を	得	る	。			

（2）効果型（行政法に多い）

行政法の問題によく見られる、法律効果を問う問題です。この問題のパターンとしては、「**〜の場合、どのような○○ができるか。**」と問われることが多いといえます。「〜の場合」で要件が示され、その要件があると、結果として、どうするのか、何ができるのか、つまり効果が問われていることがわかります。条文を読む際にも、法律効果をしっかり押さえておくようにしましょう。

その他には、以下の形があります。

「どのような判決をすることとなるか。」（行政法・平成18・25年度問題44）
「どのような選択が認められているか。」（行政法・平成19年度問題44）
「いかなる訴訟を提起すべきか。」（行政法・平成20・24年度問題44）
「どのような効力が生ずるか。」（行政法・平成21年度問題44）
「どのような対応を義務付けられるか。」（行政法・平成21年度問題44）
「どのような内容の主文となるか。」（行政法・平成22年度問題44）
「法的効果がどのようなものか。」（行政法・平成25年度問題44）
「どのような請求ができるか。」（民法・平成21年度問題45、平成25年度問題45）
「どのような権利を行使できるか。」（民法・平成22年度問題45）
「いかなる請求をすればよいか」（民法・平成23年度問題46）
「どのような請求によって、何について」（民法・平成24年度問題46）
「どのような権利に基づき」（民法・平成26年度問題45）
「どのような対応をとればよいか」（民法・平成26年度問題45）
「どのような手続をとるべきか。」（民法・平成27年度問題46）
「どのような主張をすることができるか」（民法・平成28年度問題45）
「いかなる被告に対し、どのような訴訟を提起すべきか」（行政法・平成30年度問題44）
「どのような法的主張をすべきか」（民法・平成30年度問題46）

それでは、具体的にみてみましょう。素材は平成22年の問題44です。

〈執筆者紹介〉

小池昌三（TAC行政書士講座講師）

TAC行政書士講座専任講師。駒澤大学大学院法曹養成研究科修了。法務博士（専門職）。ビジネス法務エグゼクティブ®（商工会議所認定）。宅地建物取引士有資格者。行政書士有資格者。

法令科目から政経・文章理解に至るまで行政書士試験全科目を幅広く講義する実力派講師。暗記にかたよらない思考型の講義と40字記述式指導に定評があり、「わかりやすさ」と「熱さ」で受験生の支持を得ている。宅地建物取引士試験やビジネス実務法務検定試験®など行政書士試験以外の法律系資格にも造詣が深く、大学の学内講座や企業研修の講師も務める。

行政書士試験ブログ「小池昌三の《燃えていこうぜ》」（https://ameblo.jp/shozo-law/）は、月間５万PVを超え、人気ブログとなっている。

・装丁：黒瀬章夫

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2019年度版　みんなが欲しかった！行政書士の40字記述式問題集

発行日　2019 年 2 月 24 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（行政書士講座）
発行者　多田敏男
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区神田三崎町3-2-18

　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　　03-5276-9674
　　https://bookstore.tac-school.co.jp/

© TAC　2019

管理コード　　07688P-00

〈ご注意〉
本書は，「著作権法」によって，著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき，無断で複製（コピー），転載，改ざん，公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると，著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合，および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には，小社宛許諾を求めてください。